

1 豊財号外  
令和元年9月17日

部  
各課長殿  
か い

総務部長

令和2年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第5条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、輸出・生産などの面で海外経済の減速の影響がみられるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとで、基調としては緩やかに拡大している。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響をはじめ、金融資本市場の変動や、消費税率引き上げによる経済への影響などにも留意する必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を閣議決定し、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標とし、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、財政健全化目標の達成を目指している。この達成のため、「潜在成長率の引き上げによる成長力の強化」、「成長と分配の好循環の拡大」、「誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり」の三つの視点を重視して取組みを推進することとしている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、令和2年度からの第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方として、将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む

など、新たな視点に重点を置いて施策を進め、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととしている。そして、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、情報支援、人材支援、財政支援の「地方創生版・三本の矢」で地方公共団体を強力に支援する考えを打ち出している。

これらを踏まえ、国の令和2年度予算に対する概算要求方針においては、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

さらに、総務省は令和2年度の地方財政の課題として、「人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」、「スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化」を掲げており、地方創生の推進に向けた取り組みが各自治体で進められるよう、安定的な税財政基盤の確保を図るとともに、行政のスマート化やICTインフラの整備推進、施設の老朽化対策や公営企業の経営改革など財政マネジメントの強化を課題として捉えている。

こうした状況を踏まえ、地方においても、その影響や課題について留意、検討を行い、迅速かつ適切に対応する必要がある。

## 2 本市の財政状況

本市の財政状況を見てみると、計画的な市債の借入抑制による実質公債費比率の改善や市債残高の縮減、そして基金の積立てなどにより将来負担比率も改善されているものの、人件費や扶助費などの義務的経費の増加が、経常収支比率を高める要因となることから、引き続き財政運営の健全化に努めていく必要がある。

また、令和2年度の財政見通しは、歳入面では、経済摩擦などによる景気の先行き不安や、生産年齢人口の減少が市税収入に与える影響や普通交付税における合併算定替の縮減が最終段階を迎えることなどから、厳しい状況となる見通しである。

歳出面では、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加が見込まれるとともに、第6次総合計画実施計画に位置付けられた事業の

実施、少子高齢化社会の進行等による社会保障関係費の増加に加え、公共施設の更新・適正配置・長寿命化に向け、事業費の確保が必要となり、当面は歳出規模の圧縮が難しい状況である。

その中、今年7月に更新した「豊川市中期財政計画」では、令和2年度以降5年間の収支不足額は、年平均で13億8千万円と見込まれており、次年度以降も厳しい財政状況が続くものと想定される。

### 3 予算編成の基本方針

令和2年度の予算編成においては、第6次総合計画実施計画の着実な実施を図る事業を中心に重点配分するものとし、行政経営改革アクションプランの目標実現に向けた取組についても配慮することとする。

また、予算要求時においては、国県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助等の活用などによる歳入確保及び歳出全般にわたる徹底した見直しとコストの削減に努め、財政指標にも注意しながら、予算編成を行うこととする。

なお、10月に市長選挙を控えており、特に新たな市単独事業や政策的な事業については、新市長の考え方を踏まえる必要があるため、今後の工程計画策定にあわせて、改めて調整を行うこととする。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 事業の「選択と集中」による見直しを進め、豊川市が真に必要な事業を採択すること。
- (2) 第6次総合計画に設定されている「まちづくりの基本方針」に十分配慮し、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応を念頭に、事業間の連携を強く意識しながら、多くの人に住みたい、訪れたいと思ってもらえるまちづくりの実現に向けた予算要求に努めること。また、令和2年3月に「第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定予定であることから、本市の実情に応じた地方創生を推進する事業について検討すること。
- (3) 「第13回豊川市市民意識調査」の結果による市政への優先度の高い項目（満足度が低く重要度が高いもの）については、市民の声

を真摯に受け止め、施策への反映を検討するとともに、地域のバランス等にも配慮することなどにより、「住みよさを実感でき、いっそう活気があるまちづくり」に努めること。

- (4) 国は概算要求基準上、民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、これまでの歳出改革の取組を基調とした効率化を行うこととしている。また、予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等を踏まえ、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとしている。ついては、国の政策や施策に伴う事業の導入及び既存事業の見直しなどを予算に適正に反映させるため、国県の動向に注視し、情報収集に努めること。
- (5) 新規事業については、原則、第6次総合計画実施計画に位置付けられる事業を対象とするが、予算要求にあたってはスクラップ&ビルドを基本とし、既存事業のコスト削減や新たな財源の確保に努めつつ、サンセット方式による事業終期を踏まえた事業計画とすること。
- (6) 既存事業については、市民ニーズ、行政経営改革審議会の意見などを真摯に受け止めて、これまでの課題、定期監査や決算特別委員会の意見等を検証し、働き方改革の推進を考慮したうえで、継続の必要性や事業内容を改めて検討し、予算要求すること。
- (7) 「安全・安心なまちづくり」を推進するため、近い将来、発生が予想される大規模な地震や近年多発する豪雨、巨大化する台風などの自然災害への対応など、豊川市地域強靱化計画を踏まえ、災害に対し強靱なまちづくりに向けて取り組むとともに、災害発生時の業務継続体制確保に向けた対策の推進を図ること。
- (8) ファシリティマネジメントの推進にあたっては、今後の人口減少や利用需要等の変化に対応し、公共施設の更新・適正配置・長寿命化などを計画的に進めていくため、所管する施設の状況を把握し、

公共施設等総合管理計画、公共施設適正配置計画及び公共施設中長期保全計画に基づき、財産管理課から示されている手順などに従い、適切な予算要求に努めること。

- (9) 行政が担うべき役割と民間や市民の役割を的確に見極めるとともに、働き方改革を実践していくため、行政のスリム化・効率化に加え、行政のスマート化についても検討を行うこと。また、内部統制導入方針に基づく体制整備を進めていることから、事務の適正化について検証を行うとともに、必要な経費については、予算要求すること。